

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第1号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年岩手県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 任命権者は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。